

鳥取県内の企業等に就職された方の

奨学金の返還を助成します！

～南部町奨学金返還支援助成事業～

応募要件

就職前に鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金(県助成金)の認定を受ける必要があります。

以下の①～⑤すべてに該当する方

- ①県助成金の交付決定を受けていること ②前年度に奨学金の返還があること
- ③鳥取県内の企業等(対象業種)に正規雇用で就職していること
- ④南部町に住所を有すること ⑤町税の滞納がないこと

対象業種

【特定業種】

- ①製造業 ②情報通信業 ③薬剤師の職域 ④建設業 ⑤建設コンサルタント業 ⑥旅館・ホテル業
- ⑦民間の保育士・幼稚園教諭の職域 ⑧農林水産業(法人等又は農林水産業協同組合)
- ⑨理容師・美容師の職域 ⑩歯科技工士の職域 ⑪獣医師の職域(公務員を除く) ⑫自動車整備士の職域
- ⑬自動車小売業 ⑭私立の中学校・高校の教員の職域

【一般業種】

特定業種以外の職種(公務員を除く)

助成対象期間

就職した日の属する年度から8年目の年度末まで

助成金額

助成金は、原則8年間(就職2年目～9年目)に分けて交付します。

＜助成率及び助成額(最大)＞

業種	助成率		助成額(最大)	
	無利子	有利子	無利子	有利子
特定業種	1/2	1/4	216万円	108万円
一般業種	1/4	1/8	108万円	54万円

※助成対象期間が8年に満たない場合の助成金総額は、次により算出します。【助成金総額×助成対象期間(年)÷8】

対象奨学金

・(独)日本学生支援機構の奨学金 ・鳥取県育英奨学資金 他

鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金(県助成金)について、詳しくは鳥取県のホームページ(→)をご覧ください。 鳥取県HP <https://www.pref.tottori.lg.jp/251627.htm>
鳥取県人口戦略推進本部 人口戦略課 TEL:0857-26-7648



【申請・問い合わせ先】南部町奨学金返還支援助成事業

南部町役場 未来を創る課 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1

TEL:0859-66-3113 FAX:0859-66-4426

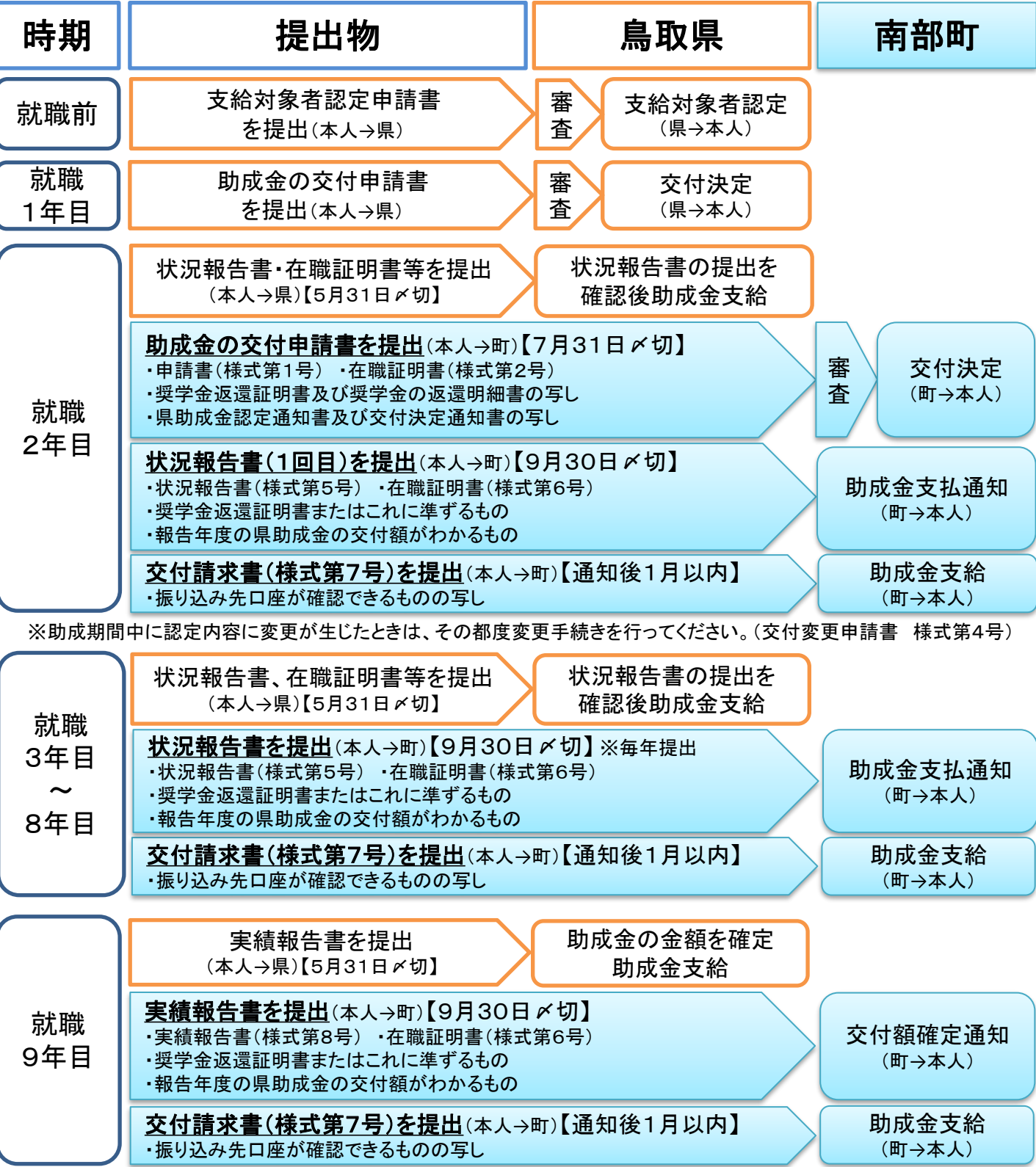
■申請の流れ

就職前に鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金（県助成金）の認定を受け、県助成金支給が決定した後（就職2年目）に、南部町へ申請してください。

南部町のホームページに掲載されている交付要綱を必ずお読みください。（→）

申請書類は、町ホームページからダウンロードできます。

<https://www.town.nanbu.tottori.jp/admin/mirai/permanent/u680/>



※助成期間中に認定内容に変更が生じたときは、その都度変更手続きを行ってください。（交付変更申請書 様式第4号）

※助成対象期間は、交付申請する年度の前年度から、就職8年度目の末日までになります。

※交付申請〆切は7月31日です。